

ショートステイ おさなぎ 重要事項説明書

令和8年6月1日改定

1、法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 明東会
法人の所在地	山形県東根市中島通り一丁目25号
代表者氏名	理事長 中村 哲也
電話番号	0237-47-1234
法人設立年月日	平成16年9月9日

2、事業所の概要（介護予防短期入所生活介護も同様）

(1) 当事業所の概要

事業所名	ショートステイ おさなぎ
所在地	山形県東根市中島通り一丁目25号
電話番号	0237-47-1234
FAX番号	0237-47-4888
事業所番号	指定事業所番号 0671700334
通常の実施地域	東根市・村山市・天童市・河北町
利用定員	1日あたり20人

(2) 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	専任・兼務	合計	業務内容
管理者	1名	名	兼務	1名	事業所の運営管理を統括
医師		1名	兼務	1名	利用者の診察と健康管理及び保健衛生の指導
生活相談員	1名	名	専任	1名	利用者及び家族の相談援助
看護職員	1名	名	専任	1名	利用者の看護・保健衛生管理及び機能訓練等
介護職員	11名	名	専任	11名	利用者の日常生活の介護・介助及び相談等
機能訓練指導員	1名	名	兼務	1名	利用者の機能回復・機能維持・機能低下予防等
管理栄養士	1名	名	兼務	1名	給食管理、利用者の栄養指導
事務職員	5名	名	兼務	5名	施設の庶務及び会計事務等

※管理者は併設の特別養護老人ホーム施設長が兼務します。

(3)利用定員等

利用定員 20名、ユニット数2ユニット

ユニットごとの利用者定員数10名

併設する特別養護老人ホームの居室を空床利用することができます。

3、事業所の目的と運営方針

要介護状態又は要支援状態にある方に対し心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般に渡る援助を行います。ならびに利用者の家族の精神的及び身体的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4、サービスの内容・利用料

当事業所で提供する短期入所生活介護サービス(介護予防短期入所生活介護も同様)等は、下記のとおりです。また、利用料金その他の金額に関しては別紙1に記載したとおりです。

サービスの種類	主 な 内 容
食 事	食事時間 ◆ 朝食 8時～ ◆ 昼食 12時～ ◆ おやつ 15時～ ◆ 夕食 17時30分～ 食べられないものがあつたり、アレルギー反応があるなど特異体質の方は事前に御相談下さい。
介護・看護	利用者のペースに合わせた介護を提供します。自宅で過ごされてきた雰囲気をおさなげの中でも変わりなく過ごしていただけるようなサービスを心がけます。 また、看護の処置・治療を行う場合は、医師の指示のもとで必要な処置・治療をいたします。
機 能 訓 練	担当者より、利用者の心身等の状況に応じて、機能訓練を実施いたします。
排 泄	利用者の状況に合わせた排泄介助や排泄の確認等をいたします。
清 拭	1週間に2回以上、適切な方法で入浴・清拭します。
離 床	寝たきりにならないよう、離床のお手伝いをします。
着 替 え	毎朝夕の着替えのお手伝いをします。
整 容	身だしなみを整えるお手伝いをいたします。
シーツ交換	シーツ交換は週1回 汚れた際はその都度します。
相 談	いつでも、利用者・御家族からのご相談に応じます。
行事・レクリエーション	生活を楽しく、変化のあるように、計画的に行事やレクリエーションを行います。
送 迎	必要に応じて、居宅と事業所の間を送迎いたします。 実施地域：東根市・天童市・村山市・河北町

(2) 料金のお支払方法

毎月15日頃に前月分の請求書を郵送し、指定の金融機関の口座から自動引落とさせて頂きます。
(金融機関により、引落日は24日又は27日となります。)

5、利用の手続き

- (1) 要介護・要支援等の認定を受けた方で、利用希望の方は、担当の居宅介護支援専門員にご相談下さい。
- (2) 利用が決定した場合、利用契約が完了した後、サービスの利用開始となります。

6、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態の変化があった場合は、速やかにご家族や救急隊などへ連絡するなど必要な措置を行います。(なお、緊急の場合は別紙「緊急連絡先」にご記入いただいた箇所へ連絡いたします。)

7、非常災害対策

災害時の対応	緊急連絡網
防災設備	自動火災報知設備・屋内消火栓設備・避難誘導灯設備・消火器具・避難器具・非常放送設備・発電機・通報装置
防災訓練	年2回

8、サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所における苦情の受付
当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付いたします。

苦情受付窓口 生活相談員 三村 由紀子
電話番号 0237-47-1234
受付時間 平日：午前 8:30 ～ 午後 5:30
土曜：午前 8:30 ～ 午後 12:30

第三者委員 社会福祉法人 明東会 理事 寒河江 賢一 0237-42-0274
角川 弘子 023-645-4959

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

山形県国民健康保険 団体連合会	所 在 地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8000
東根市役所 福祉課 介護保険係	所 在 地 東根市中央一丁目1番1号 電話番号 0237-42-1111
天童市役所 健康福祉部 保険給付課	所 在 地 天童市老野森一丁目1番1号 電話番号 023-654-1111
村山市役所 福祉課 介護保険係	所 在 地 村山市中央一丁目3番6号 電話番号 0237-55-2111
尾花沢市役所 福祉課 高齢者福祉係	所 在 地 尾花沢市若葉町1-1-3 電話番号 0237-22-1111
大石田町役場 保健福祉課 福祉グループ 介護保険担当	所 在 地 大石田町緑町1 電話番号 0237-35-2111

9、事故発生時の対応について

介護サービス提供に当たって、事故が発生した場合は、速やかに家族又は県や市町村及び(介護予防)居宅介護支援事業者に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状態等を記録し、再発防止に努めます。事故が故意・過失による場合は損害賠償します。ただし、当該事故が利用者に重過失がある場合はこの限りではないものとします。

10、個人情報保護

当事業所の個人情報保護方針及び利用目的は別紙の通りとします。又、施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった場合においても、正当な理由がなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らすことがないよう、指導教育を随時行っています。

11、事業所内感染防止対策

当事業所では、事業所内感染のまん延防止に努め、職員定期健診、感染防止対策委員会等を実施します。不測の事態により感染者が発生した場合は、感染マニュアルに基づき、適切な措置を講じ、関係機関(保健所、医療機関、行政機関)と連携をとります。

12、サービス利用に当たっての留意事項

- (1)利用者及びその家族等は面会時間・外出等について、職員の許可を必要とし、居室や設備・器具は本来の用法に従って利用してください。
- (2)騒音の原因、宗教活動等のほか、他の利用者の迷惑になる行為は行なわないものとします。
- (3)敷地内は禁煙とします。

13、身体拘束等

- (1)介護サービスの提供にあたっては、利用者および他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束の他、利用者の行動を制限する行為を行いません。
- (2)身体拘束を行う際には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由などを明確にし、記録します。

14、その他事業所の運営に関する重要事項について

当事業所は、従業員の資質向上の為最低年一回の研修の機会を設けます。

15、第三者による評価の実施状況

当施設においては、第三者評価機関による評価は実施していません。

令和 年 月 日

短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者・家族に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	社会福祉法人 明東会
所在地	東根市中島通り一丁目25
名 称	ショートステイ おさなぎ
説明者名	三村 由紀子 印

私は本書面を受領し、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項についての説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
利用者家族 (連帯保証人)	住所	
	氏名	印

利用料金について(短期入所生活介護 おさなぎ)

(1)利用料

【基本料金】 1日あたり

介護度	法定代理受領サービスの 場合の利用料金	サービス利用料金			連続61日以降利用の場合		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	5,290円	529円	1,058円	1,587円			
要支援2	6,560円	656円	1,312円	1,968円			
要介護1	7,040円	704円	1,408円	2,112円	670円	1,340円	2,010円
要介護2	7,720円	772円	1,544円	2,316円	740円	1,480円	2,220円
要介護3	8,470円	847円	1,694円	2,541円	815円	1,630円	2,445円
要介護4	9,180円	918円	1,836円	2,754円	886円	1,772円	2,658円
要介護5	9,870円	987円	1,974円	2,961円	955円	1,910円	2,865円

【要介護加算】 1日あたり

加算の種類	加算額			法定代理受領サービスの 場合の利用料金
	1割負担	2割負担	3割負担	
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	220 円
②機能訓練体制加算	12円	24円	36円	120 円
③夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20円	40円	60円	200 円
④送迎加算（片道）	184円	368円	552円	1,840 円
⑤療養食加算（該当した場合）	8円/回	16円/回	24円/回	80 円/回
⑥緊急短期入所受入加算（該当した場合）	90円	180円	270円	900 円
⑦医療連携強化加算（該当した場合）	58円	116円	174円	580 円
⑧長期利用者減算（該当した場合・要介護の方）	-30円	-60円	-90円	-300 円
⑨連続60日を超えた長期利用者減算（該当した場合）	上記【基本料金】参照			
⑩看取り連携体制加算（該当した場合）	64円	128円	192円	640 円
⑪個別機能訓練加算（該当した場合）	56円	112円	168円	560 円
⑫介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ） … 「短期入所生活介護費」「各加算項目全て」の総計の17.6%				

【要支援加算】 1日あたり

加算の種類	加算額			法定代理受領サービスの 場合の利用料金
	1割負担	2割負担	3割負担	
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	44円	66円	220 円
②機能訓練体制加算	12円	24円	36円	120 円
③送迎加算（片道）	184円	368円	552円	1,840 円
④個別機能訓練加算（該当者）	56円	112円	168円	560 円
⑤介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ） … 「短期入所生活介護費」「各加算項目全て」の総計の17.6%				

〈サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〉

介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である場合

〈機能訓練体制加算〉

常勤の機能訓練指導員が配置されている場合

〈夜勤職員配置加算Ⅳ〉

夜間帯を通じて介護職員を配置している場合又は喀痰吸引の実施が出来る介護職員が配置されている場合

〈送迎加算〉

利用者の心身の状態、家族等の事情等で送迎が困難な場合

〈療養食加算〉

主治医の食事箋に基づく療養食（糖尿病食、心臓病食、腎臓病食等）を提供した場合

〈緊急短期入所受入加算〉

緊急利用者を受け入れた場合（算定対象期間は原則として7日以内）

〈医療連携強化加算〉

看護職員による定期的な巡視を行っており、あらかじめ協力機関を定め、急変時の医療提供の方針について利用者から合意を得ている場合（喀痰吸引を実施している、人工膀胱又は人工肛門の処置をしている、胃瘻等の経腸栄養が行われている状態等）

〈長期利用減算〉

連続30日を超えて利用している利用者に対して、連続30日を超えた日から減算を行う

〈連続60日を超えた長期利用者減算〉

連続60日を超えた日からユニット型短期入所生活介護費をユニット型介護福祉施設サービス費と同単位数とする

〈看取り連携体制加算〉

医師が一般に認められている医学的所見に基づき回復の見込みがないと診断された場合

〈個別機能訓練加算〉

理学療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合

〈介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ）〉

介護職員等の賃金の改善等を実施しているもの

【保険適用外費用】

居住費(居室代)

1,400円/日

食費 ※提供したものみの請求になります。

朝食 500円 昼食 750円 おやつ 100円 夕食 600円

※食費・居住費については、下記のように減額の対象になります。(市町村の認定が必要になります。)

該当段階		食費	居住費
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の方、生活保護受給の方	300円	370円
第2段階	課税対象年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方	600円	370円
第3段階①	課税年金収入額と合計所得金額80万円超120万円未満の方等	1,000円	370円
第3段階②	課税年金収入額と合計所得金額120万円超の方等	1,300円	370円
第4段階	住民税課税世帯の方	1,950円	1,400円

【介護保険給付対象外サービス】

ご利用サービス	利用料金	備 考
特別な食事	実費	利用者のご希望に基づいたお食事の提供時
理髪サービス	実費	カット、顔そり、その他パーマ、カラー(別料金＝業者徴収)
クラブ活動	一部実費	生け花や書道、料理などの材料費がかかる場合は実費
日常生活上必要となるもの	実費	日常生活に要する諸費用等
レクリエーション行事	一部実費	入場料、入園料などの費用、実費にかかる行事の場合等
屋外サービス提供に要する燃料費	実費	(1)0～10km…100円 (2)10～20km…200円
		(3)以下10kmを超過する毎に100円の加算
その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円	